

埼玉県介護職員資格取得支援事業(実務者研修受講料)補助金のQ & A

①申請関連

No	質問	回答
1	法人用と個人用どちらで申請すればよいですか。	介護職員が研修受講料を全額又は一部支払った場合は、個人申請となります。 法人申請は、研修受講料の全額を法人が支払った場合のみになります。 (参照:事務取扱要領第3条(2))
2	昨年度実務者研修を修了して、今年度国家試験を受けるのですが、補助金の対象となりますか。 (例:R8年度の補助金 実務者研修をR7年8月に修了 国家試験をR9年1月に受験)	対象外です。 対象となるのは、補助金の交付を受けようとする年度内に受講を修了したものに限ります。 R8年度の補助金を受ける場合は、R8年4月1日からR9年3月31日の間に修了した方が対象となります。 (参照:交付要綱第3条(2))
3	教育訓練給付金の支給を受けている(受ける予定)のですが、補助金の対象となりますか。	教育訓練給付金は、「本事業と同趣旨の事業による補助金等」に該当するため、教育訓練給付金を受けている方は県の補助金の対象外です。 (参照:交付要綱第5条)
4	私の住む市町村で、実務者研修の補助制度がありますが、県と市町村どちらの補助も受けることは可能ですか。	県と市町村で重複して補助を受けることはできません。 ただし、市町村が「県の補助に上乗せして支援すること」を目的として実施している事業で、市町村の補助金と県の補助金と両方の申請をすることが可能とされている補助金の場合は「同趣旨の事業」にはあたらないため、申請可能です。
5	実務者研修に付随する講座も受けているのですが、その分は補助の対象となりますか。	付随する講座が、実務者研修の受講料相当額と区分できる場合は、実務者研修の受講料分のみが対象となります。 【例① 付随する講座が補助の対象となるケース】 ・実務者研修+介護福祉士合格指導コース 100,000円 →100,000円が補助の対象 (「介護福祉士合格指導コース」という単体の講座はなく、 実務者研修分:80,000円 介護福祉士合格指導コース:20,000円と、分けることができない。) 【例② 付随する講座が補助の対象とならないケース】 ・実務者研修 80,000円 ・試験直前対策講座 30,000円 計:110,000円 →80,000円が補助の対象 (「試験直前対策講座」単体でも受講可能であり、実務者研修と区分することができる) (参照:事務取扱要領第2条(3))
6	分割払いの手数料分は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。
7	分割払いをしていて、支払の完了が来年度の予定なのですが、大丈夫ですか。	申請年度内に支払った部分のみが補助金の交付対象となります。受講料は、補助金の交付を受けようとする年度内に完了するようにしてください。 (例:R8年度の補助金 → R9年3月31日までに支払完了)
8	受講料を1/2したときに、1円未満の端数が発生する場合はどうすればよいですか。	1円未満の端数が発生する場合は切捨てとなります。 例:受講料 133,203円の1/2額=66,601.5円 →申請額:66,601円
9	ATM(金融機関、コンビニ等)で研修機関に受講料を払い込んだため、払込票はあるのですが、この写しでよいですか。	研修機関が直接発行した領収書の写しが必要になります。ない場合は研修機関に発行を依頼し、お手元に届きましたら、その写しを提出してください。
10	領収書を紛失してしまったのですが。	研修受講施設に再発行を依頼してください。
11	研修受講施設で領収書の再発行ができない場合、どうすればよいですか。	領収書が発行できない場合は、研修受講料の受領を証明する書類の発行を依頼してください。 上記書類の発行も不可能な場合、①研修受講料の支払いを通知する書類 及び ②受講料の支払いが確認できる書類(金融機関への払込受領証(収受印の押印があるもの)、クレジットカードの利用明細等)の写しのセットを提出してください。 <u>ただし、領収書以外の書類が提出された場合、提出書類を審査の上、交付対象外となる場合もありますのでご承知おきください。</u>
12	パート職員は補助の対象となりますか。	1週間当たりの所定労働時間が30時間以上であれば対象となります。 (参照:交付要綱第3条(1))
13	研修受講料を法人が全額支払いをし、法人が申請している場合で、領収書の名義が個人になっていますが、必要書類はありますか。	法人が個人あてに支払いをしていることの確認できる書類を提出してください。参考様式はホームページ「確認書」を参照ください。
14	処遇改善とはどのような場合が補助の対象となりますか。	現在就業している施設で、実務者研修修了後(または介護福祉士国家資格取得以降)、継続的に資格手当、時給額昇給などの給与改善が図れることが確認できれば対象となります。

15	研修修了日が、申請日以降である場合は対象となりますか。	年度内に修了する場合は対象となります。申請締切日までに研修修了証明書の発行がなされない場合は、事前に埼玉県高齢者福祉課介護人材担当までご相談ください。 また、上記の場合は、実績報告時に研修修了証明書の写しを提出してもらう必要があります。
16	看護師、看護補助者、介護助手は対象となりますか。	対象になりません。 介護職員として勤務されている方が対象となります。 (介護職員とは高齢者の身体的介護業務を行っている方です。)

②実績報告関連

No.	質問	回答
1	国家試験不合格又は未受験でも実績報告書を提出する必要がありますか。	交付決定を受けた方は、国家試験不合格又は未受験でも実績報告書を提出してください。 (参照:交付要綱第11条)
2	合格証書の写しが3月31日までに間に合わないのですが。	合格証書は届き次第、必ず提出してください。 なお、実績報告書(様式第3号、別紙3-1)提出時は合格を確認するものとして、インターネット(国家試験合格速報)で、合格番号がわかる部分の写しを提出してください。 実績報告書は3月31日までに提出してください。
3	別紙3-2「請求書」はいつ提出するのですか。	請求書の提出は、実績報告書を提出いただく時に提出してください。 ただし、介護福祉士国家試験不合格など要件に該当しない場合は必要ありません。
4	3月末で現在の事業所を退職する予定です。 その場合、補助の対象となりますか。	補助金の対象となるには、補助金の交付を受けようとする年度末までの在籍と、「処遇改善が図られたこと又は図られる見込みであること」が条件となります。 (参照:交付要綱第3条第1項(2))
5	給与規定に「処遇改善規定」がないのですが、提出書類は何を提出するのですか。	処遇改善結果報告書の「支援対象職員の処遇改善内容」の欄に具体的に記入をしていただき、法人の代表者名で処遇改善内容について履行することを誓約した報告書を提出してください。 (参照:交付要綱第11条)